

製造販売後調査の治験審査委員会費用に係る覚書

順天堂大学医学部附属静岡病院（以下「甲」という。）と _____
（以下「乙」という。）とは、甲の治験審査委員会（以下「IRB」という。）において審議した課題番号
SEI _____ 調査課題名 _____
（以下「本調査」という。）の IRB 費用について下記の通り覚書を締結する。

記

乙は、IRB に関する全ての費用（その内訳は以下 1. 乃至 2. の通りである。）を所定の期日迄に甲の銀行
預金口座に納入する。

1. IRB 費用

乙は、本調査の製造販売後調査審査料及び甲が依頼した IRB 外部委員の講師指導料として、
120,000 円を新規契約締結時、甲に納入する。

2. 消費税

1. の IRB 費用に対し、消費税等相当額を加算する。

3. 上記の 1. 乃至 2. について、乙は、「医薬品等の製造販売後調査実施契約書」締結の次月の 25 日迄に
甲の指定する下記の銀行口座に支払うものとする。

名 義 順天堂大学医学部附属静岡病院 院長 佐藤 浩一
口座番号 普通預金口座 No. 555642 スルガ銀行 伊豆長岡支店

4. 本覚書に定めない事項、その他疑義を生じた事項については、甲・乙協議の上決定するものとする。

5. 本覚書締結の証として本書 2 通を作成し、甲・乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

西暦 年 月 日

(甲)

静岡県伊豆の国市長岡 1129 番地
順天堂大学医学部附属静岡病院

院長

(乙)

印

印